○経済産業省告示第六十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十八年度に係る経済産業大臣が定める量を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日　　経済産業大臣　林　幹雄

経済産業大臣が定める量　二十九・三億キロワット時

○経済産業省告示第六十七号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、電気事業法施行規則第四十五条第一項第一号の規定に基づく電圧の測定箇所の選定方法等の一部を改正する告示を制定する。

平成二十八年三月二十九日　　経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法施行規則第四十五条第一項第一号の規定に基づく電圧の測定箇所の選定方法等の一部を改正する告示

（電気事業法施行規則第四十五条第一項第一号の規定に基づく電圧の測定箇所の選定方法の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則第四十五条第一項第一号の規定に基づく電圧の測定箇所の選定方法（平成七年通商産業省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四十五条第一項第一号」を「第三十九条第一項第一号」に改める。

（重要電源開発地点の指定に関する規程の一部改正）

第二条　重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

第四条第五項第一号中「一般電気事業者及び卸電気事業者においては、」を削る。

（重要送電設備等の指定に関する規程の一部改正）

第三条　重要送電設備等の指定に関する規程（平成二十五年経済産業省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第三条第五項第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第四号」を「同項第十一号」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

附　則

この告示は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第五百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川川内川水系川内川改修工事（鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口地先河川敷地から同市東大小路町地先河川敷地まで）

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口、字実風、字岩同、字泰平寺、字高野木及び字上水流並びに東大小路町地内

鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口地先河川敷地、字実風地先河川敷地、字岩同地先河川敷地、字泰平寺地先河川敷地及び字高野木地先河川敷地並びに東大小路町地先河川敷地

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県薩摩川内市若葉町地内から同市東大小路町地先河川敷地までの一級河川川内川水系川内川（以下「川内川」という。）右岸の延長1,460ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川川内川水系川内川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

川内川は、球磨郡あさぎり町に位置する白髪岳を水源とし、支川の羽月川、隈之城川等を合わせ川内平野を貫流し薩摩灘に注ぐ、幹川流路延長137㎞、流域面積1,600㎢に及ぶ河川である。

川内川は、その流域に熊本県、宮崎県及び鹿児島県の３県の６市４町を擁する治水上重要な河川であるが、流域の年平均降水量は約2,800㎜に達し、特に上流部は年平均降水量が4,000㎜を超える多雨地域であり、また、盆地と狭さく部が交互に繋がる階段型の縦断形状であるため、急勾配区間で流速の速くなった洪水が緩勾配区間に一気に流れ込み、狭さく部で**溢**水による洪水被害が生じやすい地形となっていることから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。平成18年７月には観測史上最大規模の洪水に見舞われており、死者２名、全半壊・流失家屋32戸、床上浸水家屋1,816戸及び床下浸水家屋499戸の甚大な被害が発生している。

川内川水系の治水対策は、平成19年８月に川内川水系河川整備基本方針が、平成21年７月に川内川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、平成18年７月の観測史上最大規模の洪水に対応し、基準地点である川内における河道配分流量6,000㎥／秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。